

# 平成27年国勢調査 従業地・通学地集計結果 (奈良県)

「平成27年国勢調査 従業地・通学地集計結果(奈良県)」は、国(総務省)の「平成27年国勢調査 従業地・通学地による人口・就業状態等集計結果」の公表(平成29年6月28日)を受け、奈良県の概要をまとめたものです。

## 目 次

I-1	従業地・通学地別人口	1 ページ
I-2	市町村別の従業地・通学地別人口	2 ページ
II-1	県外就業率	3 ページ
II-2	市町村別の県外就業率	4 ページ
III-1	昼夜間人口比率	5 ページ
III-2	市町村別の昼夜間人口比率	6 ページ
III-3	流入・流出人口	7 ページ

平成29年12月

奈良県総務部知事公室統計課

# I - 1 従業地・通学地別人口

## 「従業も通学もしていない」者の割合が増加

奈良県人口に占める従業地・通学地別人口の割合をみると、「自市町村」が27.8%、「他市町村」が30.3%、「従業も通学もしていない」が41.9%となっています。

平成22年と比べると、「従業も通学もしていない」者の割合は0.9ポイント上昇しました。

また、平成27年における奈良県の「従業も通学もしていない」者の割合は、全国と比べ3.4ポイント高くなっています。

図1 奈良県(全国) 従業地・通学地人口の割合(平成22年、27年)

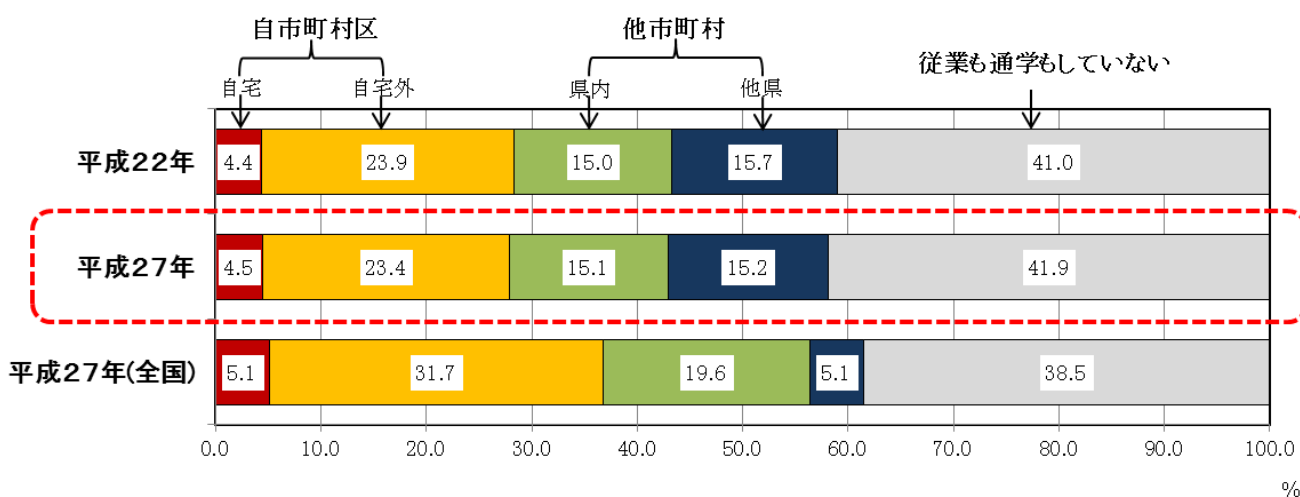


表1 奈良県 従業地・通学地人口及び就業者数(平成22年、27年)

従業地・通学地	実数(人)		割合(%)		ポイント差 B-A
	平成22年	平成27年	平成22年 A	平成27年 B	
常住人口(夜間人口)	1,400,728	1,364,316	100.0	100.0	0.0
就業も通学もしていない	545,455	541,230	41.0	41.9	0.9
自市町村	376,012	359,686	28.3	27.8	△ 0.4
自宅	57,984	57,637	4.4	4.5	0.1
自宅外	318,028	302,049	23.9	23.4	△ 0.5
他市町村 ※1	407,867	390,763	30.7	30.3	△ 0.4
県内	188,943	192,768	15.0	15.1	0.1
他県	197,223	193,837	15.7	15.2	△ 0.5
県内・他県不詳	21,701	4,158	—	—	—
従業地・通学地不詳	71,394	72,637	—	—	—
うち就業者(15歳以上)	596,525	590,818	100.0	100.0	0.0
自市町村	247,014	247,067	41.7	42.5	0.8
自宅	57,984	57,635	9.8	9.9	0.1
自宅外	189,030	189,432	31.9	32.6	0.7
他市町村	345,417	333,655	58.3	57.5	△ 0.8
県内	159,643	164,871	28.4	28.7	0.3
他県	167,994	165,255	29.9	28.8	△ 1.1
県内・他県不詳	17,780	3,529	—	—	—
従業地不詳	4,094	10,096	—	—	—

※1 他市町村の「県内」及び「他県」の割合の計算方法

$$\frac{\text{県内(又は他県)}}{\text{他市町村}-\text{県内}-\text{他県不詳}} \times \frac{\text{他市町村}}{\text{常住人口}-\text{従業地}-\text{通学地不詳}}$$

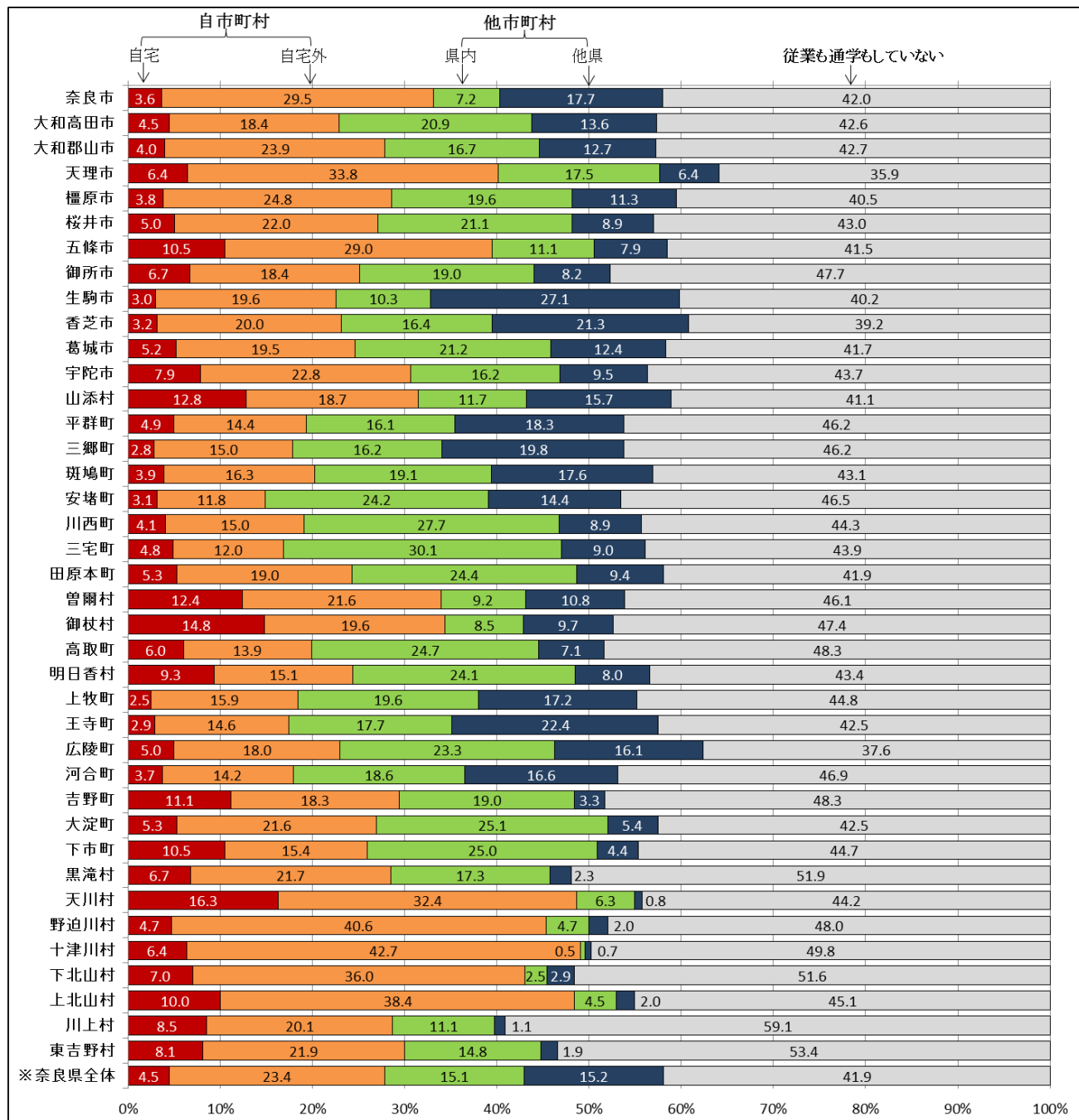
# I-2 市町村別の従業地・通学地別人口

生駒市、王寺町、香芝市は、「他県」に通勤又は通学している者が人口の20%を上回っている

市町村人口に占める従業地・通学地別人口について、「他県」に通勤又は通学している者の割合は、生駒市が27.1%と最も高く、次いで王寺町が22.4%、香芝市が21.3%と、3市町で20%を上回っています。

また、「従業も通学もしていない」者の割合は、天理市が35.9%と最も低く、次いで広陵町が37.6%、香芝市が39.2%と、3市町で40%を下回っています。

図2 奈良県市町村別 従業地・通学地人口の割合(平成27年)



# Ⅱ - 1 県外就業率

奈良県の県外就業率は28.8%。埼玉県に次いで全国第2位

15歳以上の就業者のうち、県外就業率(他県で就業する人の割合)は、奈良県は28.8%で全国第2位です。なお、全国第1位は埼玉県29.4%、第3位は千葉県27.6%、第4位は神奈川県25.5%となっています。また、奈良県の県外就業率は平成7年をピークに低下傾向にあり、全国順位はこれまでの第1位から第2位になりました。

男女別にみると、男性は35.7%、女性は19.8%と男性が高く、年齢別では、男性は50～54歳、女性は20～24歳の区分で、県外就業率が最も高くなっています。

図3 都道府県別 県外就業率(平成27年)

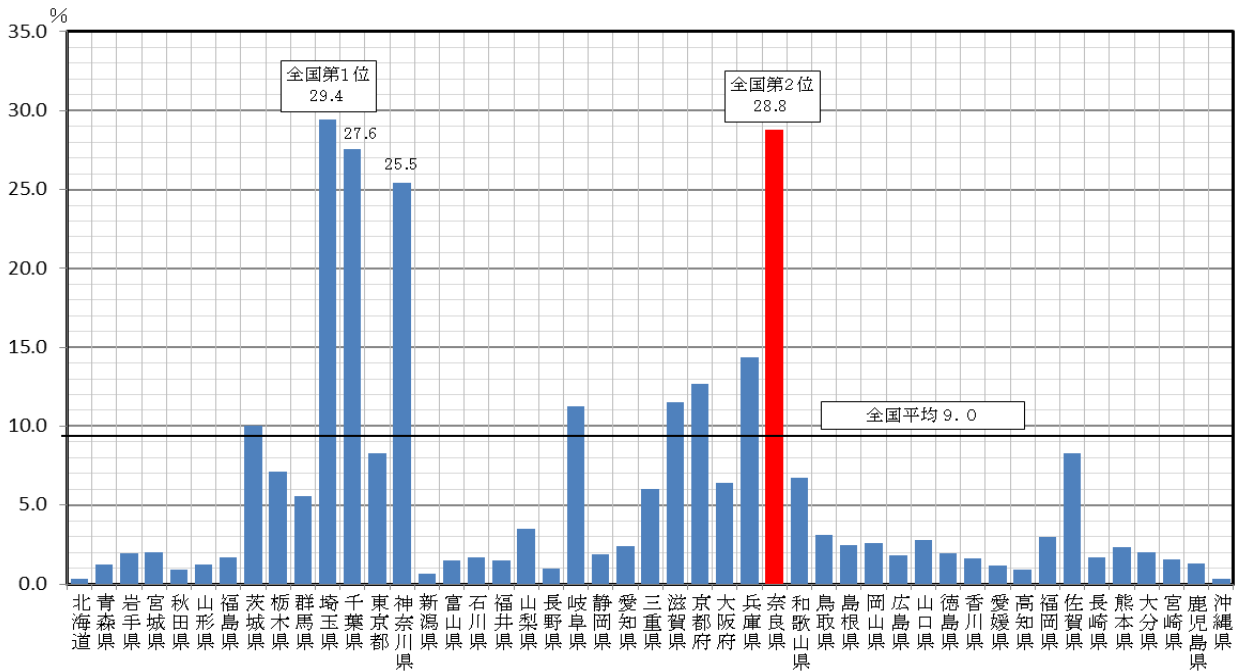


図4 奈良県 県外就業率(平成2～27年)

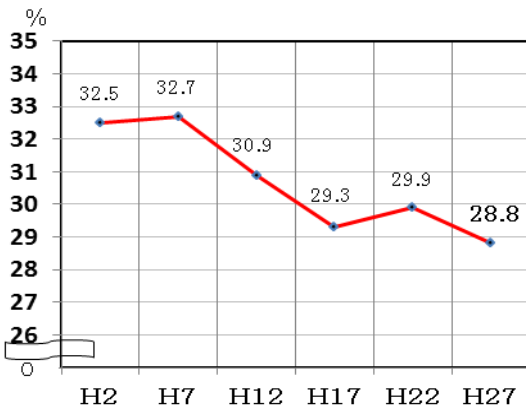


表2 奈良県 男女別・年齢別 県外就業率(平成22、27年)

	男性			女性		
	H22 A	H27 B	B-A	H22 A	H27 B	B-A
総数	36.8	35.7	△ 1.1	20.4	19.8	△ 0.6
15～19	21.2	28.9	7.7	20.1	28.5	8.4
20～24	28.6	32.2	3.6	29.9	32.5	2.6
25～29	32.0	30.0	△ 2.0	35.3	31.3	△ 4.0
30～34	35.2	33.5	△ 1.7	30.1	29.1	△ 1.0
35～39	38.4	36.7	△ 1.8	23.5	23.6	0.1
40～44	41.7	39.2	△ 2.5	18.5	19.8	1.3
45～49	42.9	42.2	△ 0.7	15.3	17.5	2.2
50～54	41.0	42.5	1.5	14.3	14.8	0.5
55～59	41.3	39.7	△ 1.5	14.2	13.5	△ 0.6
60～64	39.0	37.0	△ 2.1	12.3	11.7	△ 0.6
65～69	29.6	27.9	△ 1.8	10.7	9.8	△ 0.9
70～74	23.1	22.7	△ 0.3	10.2	8.9	△ 1.3
75～79	16.9	18.1	1.2	9.1	7.1	△ 2.0
80～84	16.9	12.1	△ 4.7	8.3	6.2	△ 2.1
85以上	13.9	11.2	△ 2.7	10.4	3.4	△ 7.0

※青色部分は、男性40%以上、女性30%以上

## Ⅱ-2 市町村別の県外就業率

生駒市、王寺町、三郷町、香芝市の県外就業率は40%を超えている

15歳以上の就業者のうち、市町村別の県外就業率(他県で就業する人の割合)は、生駒市が53.7%と最も高く、次いで王寺町が44.3%、三郷町が43.1%、香芝市が41.5%と、4市町で40%を上回っています。これら市町村については、いずれも前回平成22年より県外就業率が低くなっています。

一方、県外就業率が最も低いのは天川村0.9%で、次いで十津川村1.4%、上北山村2.0%と、南部地域で低くなっています。

図5 奈良県市町村別 県外就業率(平成27年)

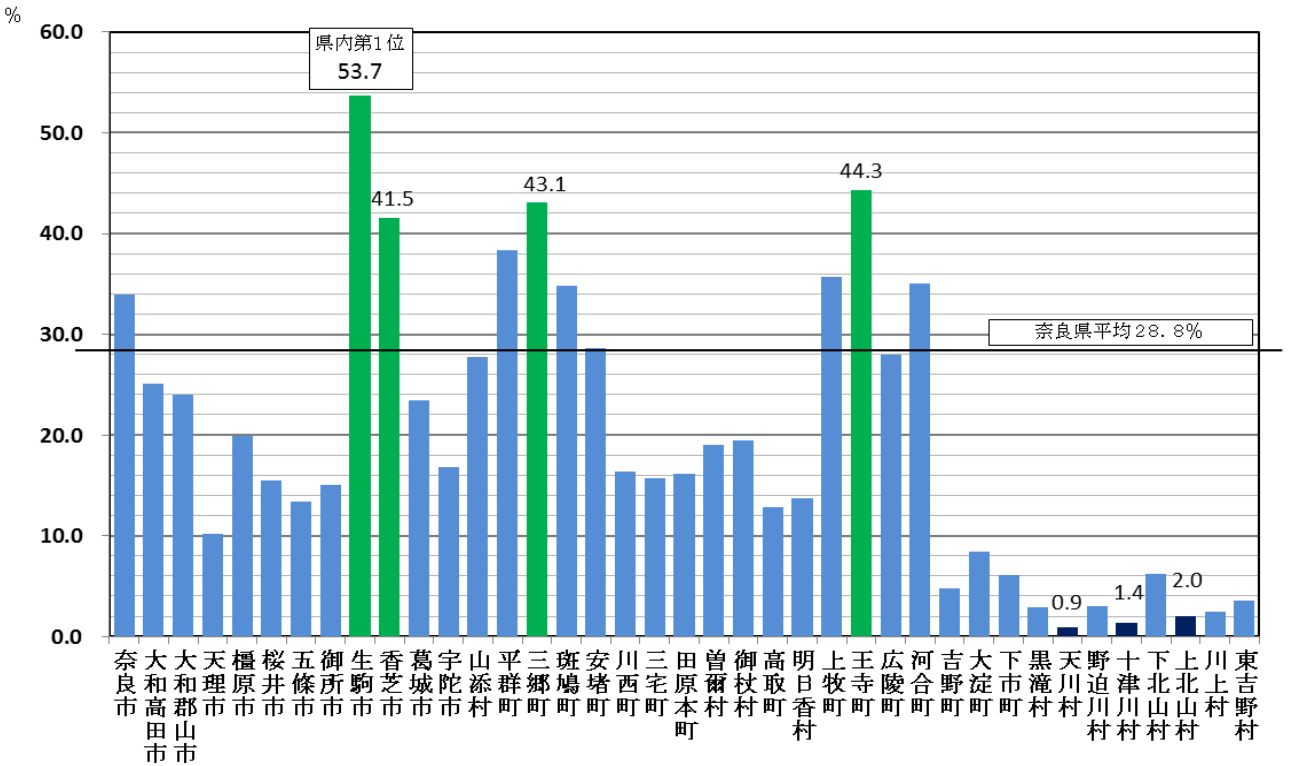
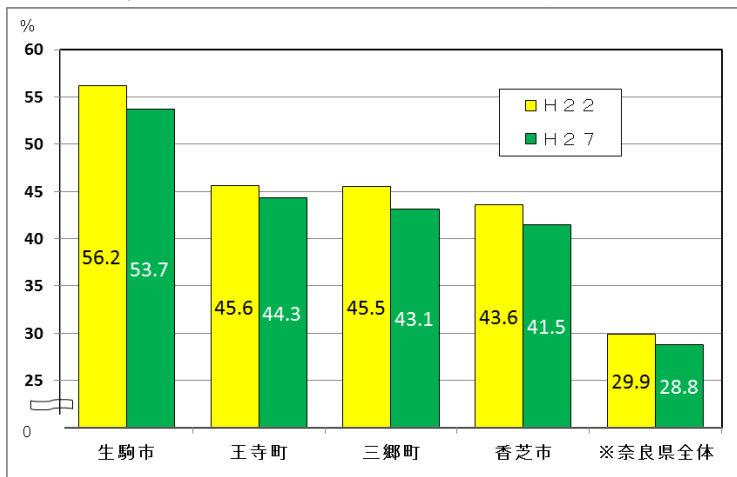


図6 上位4市町 県外就業率(平成22、27年)



# Ⅲ－１ 昼夜間人口比率

昼夜間人口比率は、東京都が最も高く、奈良県は90.0で全国第45位  
奈良県の昼夜間人口比率は平成12年以降増加

昼夜間人口比率を都道府県別にみると、東京都が117.8と最も高く、次いで大阪府104.4、京都府101.8となっています。一方、最も低いのは埼玉県の88.9で、次いで千葉県89.7、奈良県90.0となっています。

奈良県の昼夜間人口比率は、平成2年及び7年の86.0を底に、平成12年以降増加しています。

図7 都道府県別 昼夜間人口比率(平成27年)

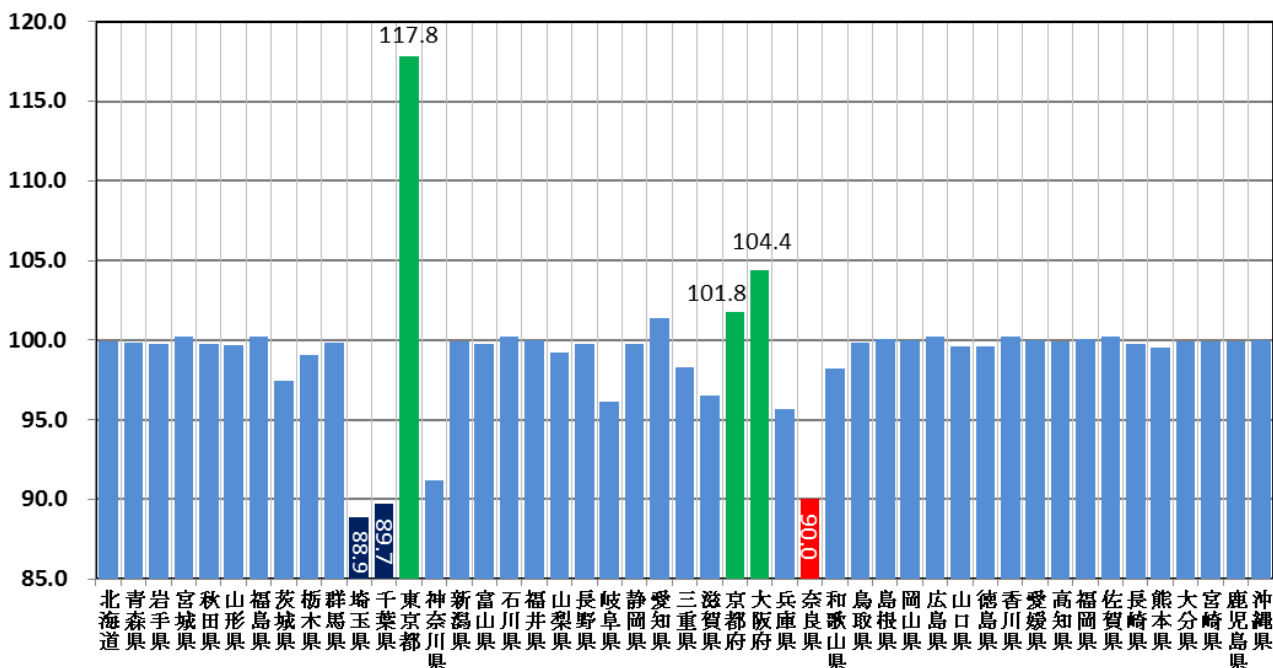


図8 奈良県 昼夜間人口比率(昭和55～平成27年)

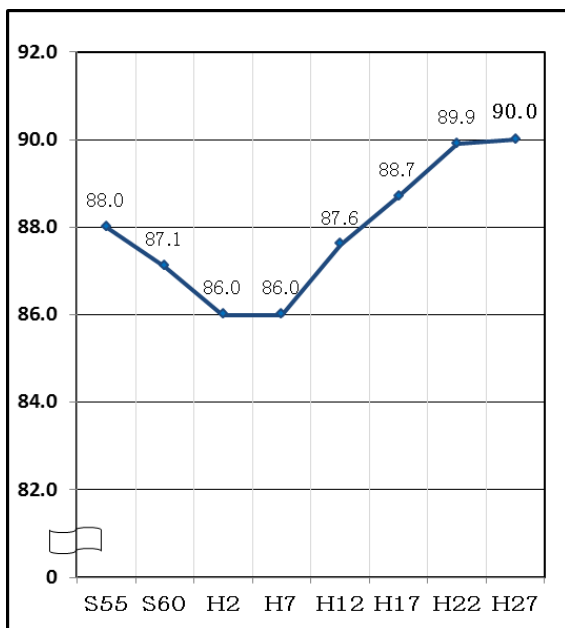


表3 奈良県 昼間人口等(昭和55～平成27年)

	S55	S60	H2	H7
常住人口(人) A	1,208,547	1,304,411	1,373,586	1,429,871
昼間人口(人) B	1,063,018	1,136,510	1,181,714	1,229,756
昼夜間人口比率 B/A×100	88.0	87.1	86.0	86.0

	H12	H17	H22	H27
常住人口(人) A	1,440,689	1,419,366	1,400,728	1,364,316
昼間人口(人) B	1,262,135	1,258,665	1,259,517	1,228,426
昼夜間人口比率 B/A×100	87.6	88.7	89.9	90.0

## Ⅲ－２ 市町村別の昼夜間人口比率

市町村別では、  
平群町、三宅町、生駒市、斑鳩町の昼夜間人口比率が低い

昼夜間人口比率を市町村別にみると、平群町が75.1と最も低く、次いで三宅町76.5、生駒市77.3、斑鳩町77.8となっています。これらの市町村については、いずれも前回平成22年より昼夜間人口比率が高くなっています。

一方、昼夜間人口比率が最も高いのは川上村の109.3で、次いで下北山村と上北山村が108.8、野迫川村108.7と、南部地域を中心に高くなっています。

図9 市町村別 昼夜間人口比率(平成27年)

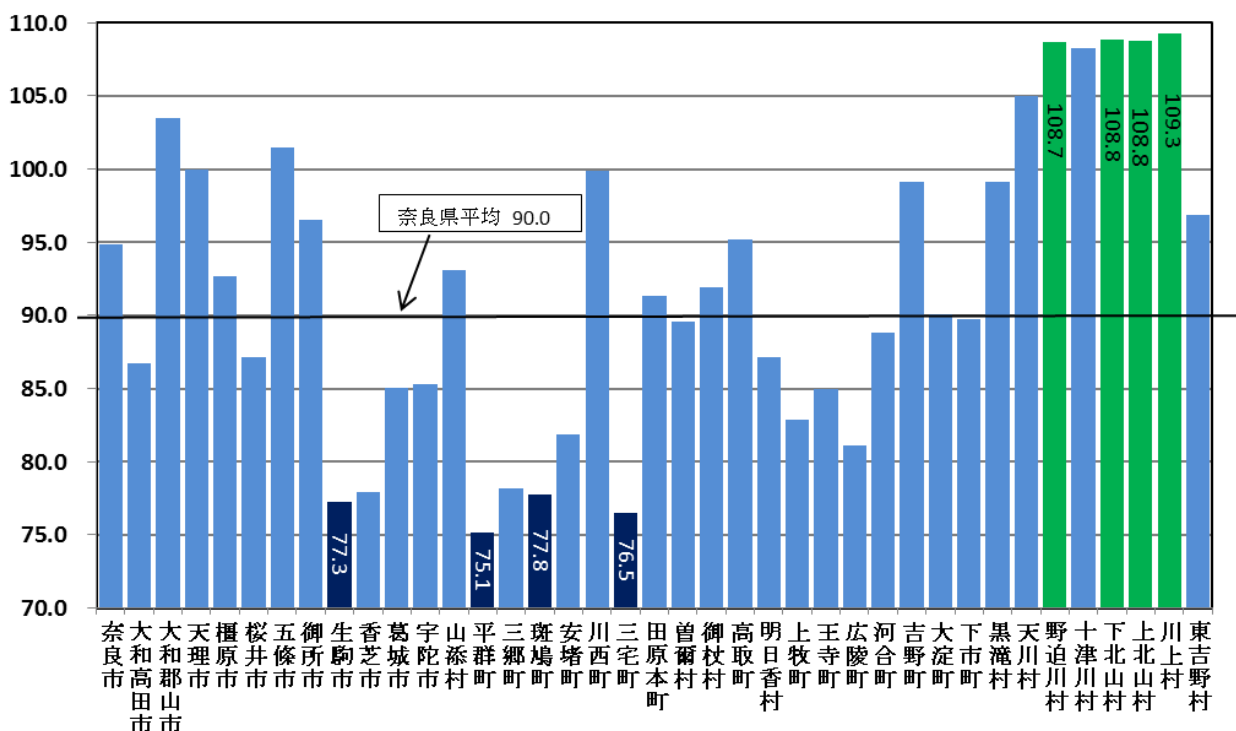
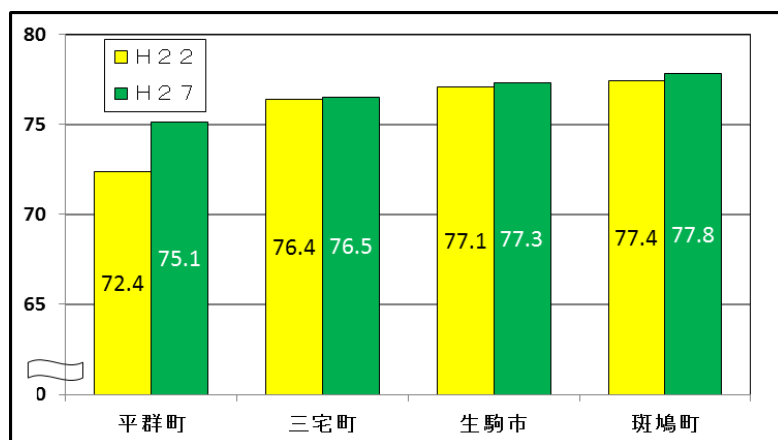


図10 昼夜間人口比率が低い4市町 昼夜間人口比率(平成22、27年)



# Ⅲ－3 流入・流出人口

流入人口は約5万8千人、流出人口は約19万4千人で、流入・流出とも大阪府が最も多い

通勤・通学のために、他都道府県から奈良県に流入している人口は57,947人で、そのうち大阪府からの流入が29,388人となっています。一方、奈良県から他都道府県に流出している人口は193,837人で、そのうち大阪府への流出が154,708人となっています。

表4 奈良県 流入・流出人口(平成17, 22, 27年)

		H17	H22	H27	増減 H27-H22			H17	H22	H27	増減 H27-H22
<b>奈良県への流入人口</b>		59,916	56,012	57,947	1,935	<b>奈良県からの流出人口</b>		220,617	197,223	193,837	△ 3,386
近隣 府県	大阪府	30,462	28,583	29,388	805	近隣 府県	大阪府	185,833	162,434	154,708	△ 7,726
	京都府	18,499	17,531	17,791	260		京都府	19,092	19,698	20,892	1,194
	三重県	4,504	3,734	3,527	△ 207		兵庫県	5,420	5,468	5,899	431
	和歌山県	3,025	3,007	3,190	183		三重県	4,406	4,062	4,379	317
	兵庫県	2,060	2,000	2,196	196		滋賀県	1,652	1,692	1,779	87
	滋賀県	636	567	630	63		和歌山県	1,417	1,430	1,614	184

※流入・流出人口は、通勤者及び通学者(15歳未満も含む)の合計

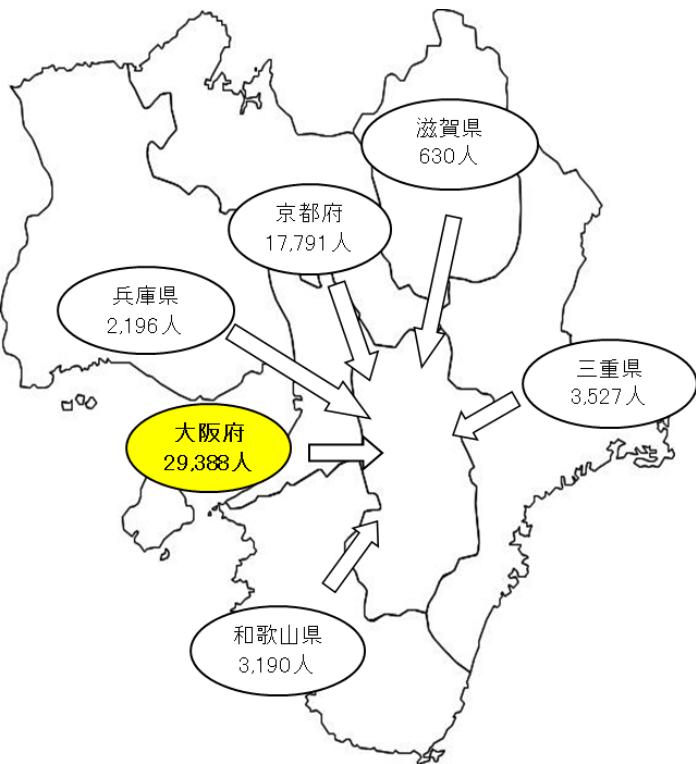


図11 奈良県への流入人口(平成27年)



図12 奈良県からの流出人口(平成27年)



## 数値のみかた

- ・本文及び図表中の数値は、表章単位未満で四捨五入しています。
- ・本文及び図表中の値は、表章単位未満を含んだ数値から算出しています。
- ・本文及び図表中の「総数」には不詳を含んでいることがあるため、内訳の合計が総数に一致しないことがあります。
- ・本文及び図表中の増減率等割合は、特に注記がない限り、分母から不詳を除いて算出しています。また、過去の割合も同様の方式で再計算しています。
- ・符号の用法
  - (1)「0、0.0」…表章単位未満(四捨五入後)
  - (2)「△」…負号

## 用語の解説

### 従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が従業している又は通学者が通学している場所をいいます。なお、運転者などのように戸外で仕事をしている者については、所属している事業所のある市町村区を従業地としています。

・「県内・他県不詳」

従業地・通学地が現在住んでいる市町村区以外であるが、市町村区名が不明の者又は従業地が外国の者

・「従業地・通学地不詳」

従業地・通学地が不明の者

### 常住人口(夜間人口)

調査時(平成27年10月1日)に調査の地域に常住している者をいいます。

### 昼間人口(従業地・通学地による人口)

次の式により算出された者をいいます。なお、夜間勤務及び夜間通学の者も便宜昼間人口に含めているが、買い物客や観光客などは含めていません。

[例:A市の昼間人口の算出方法]

A市の昼間人口=A市の夜間人口-A市からの流出人口注1)+A市への流入人口注2)

注1)A市からA市以外への通勤・通学者数

注2)A市以外からA市への通勤・通学者数

### 昼夜間人口比率

次の式により算出され、100を上回っているときは昼間人口が夜間人口を上回ることを示し、100を下回っているときは昼間人口が夜間人口を下回ることを示しています。

[例:A市の昼夜間人口比率の算出方法]

A市の昼夜間人口比率=(A市の昼間人口/A市の夜間人口)×100

# 平成27年国勢調査の概要

## 1 調査の目的

国勢調査は、我が国の人口、世帯、産業構造等の実態を明らかにし、国及び地方公共団体に於ける各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として行われる国の最も基本的な統計調査である。調査は大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、平成27年国勢調査はその20回目にあたる。

## 2 調査の時期

平成27年国勢調査は、平成27年10月1日午前零時(以下「調査時」という)現在によって行った。

## 3 調査の根拠法令

平成27年国勢調査は、統計法(平成19年法律第53号)第5条第2項の規定並びに次の政令及び総務省令に基づいて行った。

国勢調査令(昭和55年政令第98号)

国勢調査施行規則(昭和55年総理府令第21号)

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令(昭和59年総理府令第24号)

## 4 調査の対象

平成27年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。

ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

本邦内に常住している者は外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員を含む。)及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

## 5 調査事項

- ・世帯員に関する事項 … 男女の別、出生の年月など13項目
- ・世帯に関する事項 … 世帯の種類、世帯員の数など4項目 計17項目

## 6 調査の方法

調査は、国勢調査員又は調査員事務を受託した事業者(以下「調査員等」という。)が、下記の方法により行った。

- (1) 調査員等は、担当する地域の全ての世帯にインターネット回答の利用案内を配布する。

世帯は、9月10日～20日の期間にインターネット回答を行う。

- (2) その後、調査員等はインターネット回答のなかった世帯に調査票等を配布する。

世帯は、記入した調査票をそのまま調査員等に提出するか、又は郵送により提出することにより回答を行う。

総務省統計局 - 都道府県 - 市町村 - 国勢調査導員 - 調査員等 - 世帯

## ※参考 調査結果の公表

集計区分		公表	
		国(総務省統計局)	奈良県
基本集計	人口等基本集計	平成28年10月26日	平成28年10月26日(概要) 平成28年12月28日(詳細)
	就業状態等基本集計(奈良県)	平成29年2月28日	平成29年6月12日
	(全国)	平成29年4月26日	
	世帯構造等基本集計	平成29年9月27日	—
人口移動集計	移動人口の男女・年齢等集計	平成29年1月27日	—
従業地・通学地集計	従業地・通学地による人口・就業状態等集計	平成29年6月28日	平成29年12月14日